

## 平成19年度決算見込額

平成19年度は、最終的に実質収支が、10億74百万円の黒字となった。

また、19年度決算から、新たに算定することとなった健全化判断比率等については、いずれも各基準を下回った。

(単位：百万円)

### 1 収支の状況

項 目	普 通 会 計		一 般 会 計 (参考)	
	19年度	18年度	19年度	18年度
実 質 収 支	1,074	1,129	301	378
単 年 度 収 支	△ 55	1,045	△ 77	△ 106
実 質 単 年 度 収 支	946	1,045	923	△ 106

※なお、2月補正後予算で約160億円を予定していた特定目的基金の繰替運用は、約120億円となった。

### 2 歳入・歳出の状況

項 目	19年度	18年度	増減額	増減率
歳 入 総 額	738,033	742,443	△ 4,410	△ 0.6
歳 出 総 額	731,993	735,545	△ 3,552	△ 0.5

### 3 健全化判断比率等

<健全化判断比率>

項 目	19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	8.75%	25%
実 質 公 債 費 比 率	16.1%	25%	35%
将 来 負 担 比 率	253.0%	400%	

<資金不足比率>

項 目	19年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	20%

(1) 収支状況の内訳

(単位：百万円)

区 分		普 通 会 計		(参考) 一般会計	
		平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
歳 入	最終予算額	733,888	738,208	692,936	697,480
	前年度からの 繰越額	20,275	23,637	16,567	18,984
	予算額計 (A)	754,163	761,845	709,503	716,464
	決算見込額 (B)	738,033	742,443	693,244	697,557
	差引(A)-(B) (C)	16,130	19,402	16,259	18,907
歳 出	最終予算額	733,888	738,208	692,936	697,480
	前年度からの 繰越額	20,275	23,637	16,567	18,984
	予算額計 (D)	754,163	761,845	709,503	716,464
	決算見込額 (E)	731,993	735,545	691,310	695,106
	差引(D)-(E) (F)	22,170	26,300	18,193	21,358
歳入歳出差引額 (B)-(E) (G)		6,040	6,898	1,934	2,451
翌年度繰越財源 (H)		4,966	5,769	1,633	2,073
実質収支 (G)-(H) (I)		1,074	1,129	301	378
前年度実質収支 (J)		1,129	84	378	484
単年度収支 (I)-(J) (K)		△ 55	1,045	△ 77	△ 106
実質単年度収支 (L)		946	1,045	923	△ 106

## (2) 歳入・歳出の内訳

### (歳入)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	19年度	18年度		19年度	18年度
地 方 税	255,216	227,828	12.0	34.6	30.7
うち法人二税	86,119	85,480	0.7	11.7	11.5
地 方 譲 与 税	4,382	36,512	△ 88.0	0.6	4.9
地 方 交 付 税	149,445	150,045	△ 0.4	20.3	20.2
国 庫 支 出 金	78,570	88,023	△ 10.7	10.7	11.9
使用料・手数料	10,962	12,186	△ 10.0	1.5	1.7
地 方 債	96,997	94,341	2.8	13.1	12.7
そ の 他	142,461	133,508	6.7	19.2	17.9
うち繰入金	25,625	12,522	104.6	3.5	1.6
歳入合計	738,033	742,443	△ 0.6	100.0	100.0

### (歳出)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	19年度	18年度		19年度	18年度
義 務 的 経 費	352,393	356,483	△ 1.1	48.1	48.5
人 件 費	236,110	236,907	△ 0.3	32.2	32.2
扶 助 費	12,362	12,294	0.6	1.7	1.7
公 債 費	103,921	107,282	△ 3.1	14.2	14.6
投 資 的 経 費	114,164	125,909	△ 9.3	15.6	17.2
普通建設事業費	110,519	121,130	△ 8.8	15.1	16.5
補 助	45,136	53,127	△ 15.0	6.1	7.2
単 独	47,993	51,813	△ 7.4	6.6	7.1
国直轄負担金	17,390	16,190	7.4	2.4	2.2
災害復旧事業費	3,645	4,779	△ 23.7	0.5	0.7
そ の 他	265,436	253,153	4.9	36.3	34.3
歳出合計	731,993	735,545	△ 0.5	100.0	100.0

### (3) その他の指標

項目	19年度	18年度	17年度
経常収支比率	99.5	97.8	90.9
公債費比率	16.1	17.4	19.9
起債制限比率	14.2	16.0	17.4

健全化判断比率等の対象範囲

会計	会計名等	健全化判断比率等				
普通会計	一般会計	実質赤字比率		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
	心身障害者扶養共済制度特別会計					
	農業改良資金貸付金特別会計					
	造林事業等特別会計					
	農業総合センター農業試験場実験農場特別会計					
	林業改善資金貸付金特別会計					
	沿岸漁業改善資金貸付金特別会計					
	中小企業支援資金貸付金特別会計					
	公共用地等取得事業特別会計					
	後楽園特別会計					
	県立高等学校実習経営特別会計					
	収入証紙等特別会計					
	用品調達特別会計					
公債管理特別会計						
公営企業 (法非適)	港湾整備事業特別会計		資金不足比率			
	県営食肉地方卸売市場特別会計		資金不足比率			
	内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計		資金不足比率			
	流域下水道事業特別会計		資金不足比率			
公営企業 (法適)	県営電気事業会計		資金不足比率			
	県営工業用水道事業会計		資金不足比率			
組合	広域水道企業団					
独法法人	県立大学					
	精神科医療センター					
公社	土地開発公社					
三セク	各 第三セクター (県の損失補償があるもの)					
	信用保証協会・個人等 (県の損失補償があるもの)					
早期健全化基準		3.75%	20% 【経営健全化基準】	8.75%	25%	400%
財政再生基準		5%		25%	35%	

## 健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計等（＝普通会計における会計）の実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額（①＋②）－（③＋④）
  - ① 普通会計における会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ③ 普通会計における会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \div \frac{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{（3ヶ年平均）}}$$

- ・準元利償還金  
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金  
公債費に準ずる債務負担行為  
一時借入金の利子 等

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋}}{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}} \div \frac{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・将来負担額  
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高  
債務負担行為に基づく支出予定額  
公営企業債の償還に係る一般会計等の負担見込額  
退職手当支給予定額  
設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額 等

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金不足額  
法適用企業…（流動負債＋建設事業等以外に充当した地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額  
法非適用企業…（繰上充用額等＋建設事業等以外に充当した地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ・事業の規模  
法適用企業…営業収益の額－受託工事収益の額  
法非適用企業…営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額